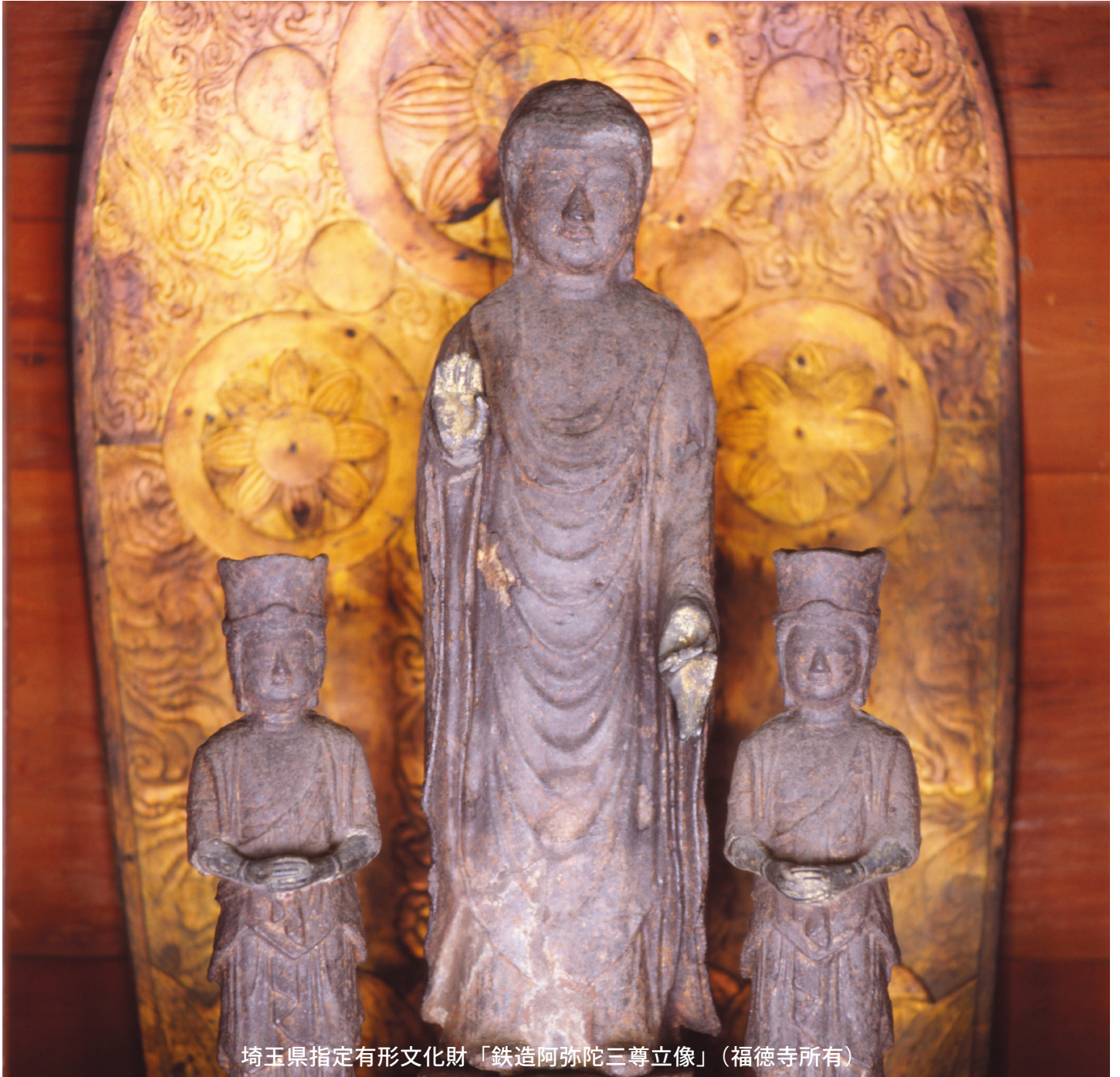


郷土はんのう

第40号



埼玉県指定有形文化財「鉄造阿弥陀三尊立像」(福德寺所有)

目次

- ◆『郷土はんのう』発刊40号を迎えて……………大野 亮弘 2
- ◆近世の争論と内濟一上吾野筏狼藉一件を例として……………金澤 花陽乃 2
- ◆青梅三田氏と連歌師宗長……………高澤 等 3
- ◆冊子『飯能の"みんよう"』……………石井 英子 7
- ◆武蔵御嶽神社と青梅三田氏ゆかりの寺院…関根 貴志 7
- ◆特別展「飯能の名宝」について……………8

『郷土はんのう』発行
40号を迎えて

会長 大野 亮弘

郷土はんのう」は、本号で40号となりました。昭和四十八年（一九七三年）十二月、郷土史研究会が発足して、四十七年の歳月を数えます。

「郷土はんのう」が会の研究発表誌として編集されたのが昭和五十三年（一九七八年）で、年一度ではありますが毎年発刊し、四十年間継続してきました。

十年前、創刊30号記念誌において「郷土はんのう」のあゆみとして、創刊号から第30号までの目次が掲載されています。この目次を見ると、草創期は先輩達の調査研究が熱心に発表されており、会員の熱意が伝わってきます。

会の活動は、最近年五回の定例会と、日帰り見学会一回で運営いたしておりますが、毎回多数の会員の参加をいただいております。会員の皆様の在住いの地域には、それぞれの歴史があります。その歴史を少しでも掘りさげてみることもできます。まずは身近なところの歴史、伝承等なんでも調べてみましょう。

これからも、郷土の歴史を楽しみながら次の世代に伝えたいものです。

近世の争論と内済

—上吾野筏狼藉一件を

例として—

金澤 花陽乃

はじめに

現在、私たちが日々色々なニュースを目にするように、近世の村でも様々な「事件（＝争論）」が起きていた。その解決方法の一つに、内済がある。内済とは扱人が間に入って争論の当事者同士を和解させることを言い、多くの場合においてこの方法で解決を図ることが推奨されていた。

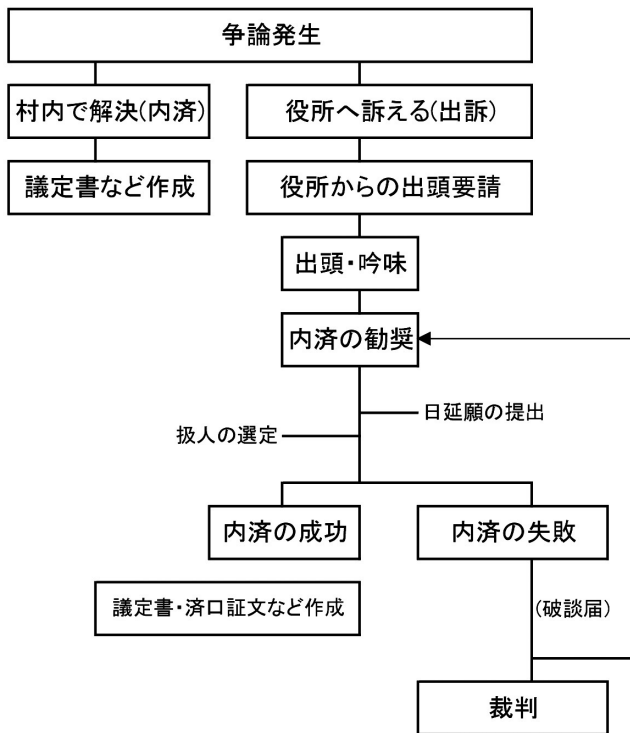
本稿ではこの「内済」をキーワードに、近世の争論とその解決過程についてみてみたい。

一 争論発生から解決までの流れ
図は、争論が発生した際の一般的な解決過程を簡略化して示したものである。

これを見ると、内済には二種類あることがわかる。一つ目は、出訴前の内済である。村で争いが起きると、多くの場合まずは自力での解決が試みられる。村役人や地域の有力者などが扱人として当事者たちから話を聞き、調停に努めるのである。ここで話が纏まれば、互いにその後の取り決めを記した議定書などを作成して内済が成立し、一件落着となる。しかし当事者が納得せず破談となった時には、役所へ出訴することとなる。

しかし、たとえ役所へ訴え出たとしても裁判になることは稀であり、多くの事例において役所では一度吟味した後内済を勧奨している。この段階で試みられるのが、二つ目の内済である。この場合、争論の当事者は裁判を延期する「日延願」を役所へ提出し、その間に内済交渉を行うことになる。ここで交渉が成立すれば、あとは役所への訴えを取り下げ済口証文や議定書といった後始末に関わる文書を作成して争論は終結する。

もしも扱人の示した内済条件に原告・被告が納得せず、日延願の期限内に内済が成立しない場合は当然に、たとえ裁判になることは稀であり、多くの事例において役所では一度吟味した後内済を勧奨している。この段階で試みられるのが、二つ目の内済である。この場合、争論の当事者は裁判を延期する「日延願」を役所へ提出し、その間に内済交渉を行うことになる。ここで交渉が成立すれば、あとは役所への訴えを取り下げ済口証文や議定書といった後始末に関わる文書を作成して争論は終結する。



を自ら修復するという意味合いを持つ。他方、公権力にとつては、同じく即物的なメリットとして仕事量の軽減があるのみならず、当事者同士の個人的、地域的、社会的利権が複雑に絡み合い容易に判断し難い争論においてはどうかつな判決を下す事態を回避し、権威を維持するということ意味合いを持つのである。

また内済そのものの性格については、地域社会や村の自律性によるものと位置付けられると同時に、争論解決過程の一環に制度的に組み込まれた下級審的、後始末的性格を持つともされている。

以上の諸側面は争論の内容や類型によってその比重を異にするものであるが、次項では具体的事例からこれらの点についてみていきたい。

二 上吾野筏狼藉事件

弘化三(一八四六)年七月、高麗川上流に位置する上吾野(坂石村、坂石町分、坂元村、南川村)の筏主が奉行所へ出訴した。その内容は、「筏を高麗川下流の戸口村(現坂戸市)へつないでおいだところ同村の村民が夜中に筏や上荷を切り流すという狼藉を働いたため、このままでは渡世が成り立たず困窮必至であるので吟味を願ひ出る」というものであった。これを受け奉行所は戸口村へ返答書の差し出しを命じた。その後戸口村が提出した返答書には、「筏が繋がれたのは

先日の大雨の影響で修復中の堤防であり、このままでは堤防が決壊して田畑が潰れ農耕ができず生活が立ち行かなくなるため、地内で差し障りの無い所へ繋ぎ直しただけである」旨が記されていた。

このような争論は吾野をはじめ筏流しを行う地域で頻繁にみられ、上流の村が筏妨害による困窮を、下流の村が百姓成立の論理を持ち出すのはある種典型ともいえるものである。また、争論の性格上互いの生活の維持が深く関わっていることから、訴えを受けた役所としては容易な判断を回避するために内済を勧奨することが一般的である。

斯くして本件も上吾野側は南村、戸口村は毛塚村(現東松山市)の人物が扱人として間に入り内済へと向かうのだが、ここにきてそれまで完全に平行線を辿っていた争論の様相が突如変化する。突然、戸口村側の文書に「酒狂」、すなわち酒に酔った勢いで筏と上荷を切り流してしまった、という趣旨の文言が登場するのである。そして戸口村村民による狼藉は酒のせいであり、筏と上荷は戸口村側が全てもとに戻し、上吾野の筏主も今後は筏をつなぐ場所を考慮するということなどで双方納得し、内済は成立した。

内済の際に、普通の状態ではない「酒狂」を原因として持ち出し、手打ちにするのはしばしば見られることである。本件においても

内済後の文書に「筏川下げの時にはお世話になることもあるので、互いに睦まじく付き合いたい」といった趣旨の文言があることから、一件の原因について「酒狂」として片を付けることで関係の修復を目指したと考えられる。

また、戸口村側に一方的に罰を与えるのではなく、上吾野の筏主たちにたいしても筏の繋留場所について制限を加えルールを定めることで、実状に即した解決をはかり、地域の秩序を保っているとも言えるのではないだろうか。

おわりに

以上、近世の村で起きた争論とその解決について、内済をキーワードにみてきた。今回取り上げた事例では、高麗川の上流と下流に位置し川を共有する村々が、内済により関係を自主的に修復しようとする様子が見られた。また、戸口村への罰則の方が重いものの双方に制限をかけることで、地域の自律性を維持する様子もうかがえた。

なお、今回は飯能市域に残存する史料のみを扱ったため、公権力側の動向や扱人の詳細を明らかにすることができず、本件における内済の位置づけについてはやや説得力の弱いものとなってしまう。これらの点については今後の課題とし、更なる調査に努めたい。

(飯能市立博物館学芸員)

青梅三田氏と連歌師宗長

高澤等

永祿3年(1560)、関東に遠征してきた長尾景虎(上杉謙信)の下に参集した武士の幕紋が記録されている『関東幕注文』(国宝)に、飯能市の武士も名を連ねている。

勝沼衆

三田弾正

ひだりともへ三ツ
三かしハニツクミ
あハせ也

毛呂

かりか祢のもの

岡部

團之内の十方(万
の間違えであろう)

平山

鷹の羽

諸岡

三葉かしハ

賀治修理亮

かた黒の月

三田氏は戦国時代初期には関東管領山内上杉氏の旗下にあった。しかし北条氏が関東に北進すると、それに服属したと見られる。大永4年(1524)に三田氏の子が毛呂氏の毛呂氏が(三田氏宗の子が毛呂氏を継いでいた)上杉方から北条氏へ鞍替えすると、両上杉氏は毛呂氏を攻撃し、毛呂合戦が起こっ

た。この時、救援に向かった北条氏綱は越後の長尾氏から和議案が届いたことから、三田氏の居城である勝沼城に留まっている。しかし天文15年(1546)の河越の戦いでは、毛呂氏が上杉方に見られるので、三田氏も北条氏から離れて上杉方に付いたと思われる。ところが戦いは北条氏が兩上杉氏に勝利したことから、再び三田氏は北条氏に服属することになる。

長尾景虎が関東に遠征する前年の永禄2年には『小田原衆所領役帳』には三田弾正少弼(綱秀)の名が見える。飯能武士の運命を変えた長尾景虎は永禄2年(1559)に、「(將軍)御入洛御祝儀」という名目で五千の兵を率いて二度目の上洛を果たし、正親町天皇や將軍足利義輝に謁見した。この時に景虎は越後の領国を失っても構わないので將軍を守護すると宣言して在京2ヶ月に及ぶ。それに対して義輝は以下の5つの御内書を下した。

- ① 裏書御免。
 - ② 塗輿御免。
 - ③ 関東管領上杉憲政の進退は景虎の分別に任せるので馳走するように。
 - ④ 信濃国諸侍は景虎の意見に任せる。
 - ⑤ 最上氏が求めた伝馬は異議無いように馳走するように頼む。
- 景虎の関東遠征はこの御内書の③を履行しようとしたことに発し

たものと思われる。①の裏書御免と②の塗輿御免は破格の厚遇で、これを伝え聞いた関東の諸人も驚愕したと思われる。景虎の関東侵攻に、7カ国250家もの国衆が馳せ参じたのも、將軍が与えた御内書の影響が大きかったことを物語っている。そして景虎の下に参じた諸將の名簿となったのが冒頭に紹介した『関東幕注文』なのである。

この景虎の動きに、北条氏の他国衆となっていた三田氏も呼応してしまふ。現在の飯能市域にいたほとんどの武士も三田氏に従い、北条家を離反して長尾景虎の軍中に参陣したのである。

坂東の片田舎で半農半武の生活を送っていたような土豪達の生死は、將軍義輝が景虎に与えた、たった一枚の紙切れによって運命付けられたのである。

ところが飯能武士の中で唯一中山氏だけは、上杉軍中にその名を見出すことができない。また元々山内上杉氏の重臣であった大石氏は庶流の岩槻大石氏が加わったものの、本家筋は北条家から離れなかった。なぜならその前の弘治元年(1555)頃に、後の北条氏照を養子として受け入れていたためである。

飯能市中居には、大石氏の分家、駿河守家大石重仲(1455没)が城を築き、宝蔵寺には重仲と加治貞継の位牌が残されている。加治貞継(1396没)は中山氏の直接

の先祖と思われる、貞継の数代後の子孫が大石氏と中山氏の主従関係を結んだものと思われる。

北条氏照が養子に入る前の大石家は、この飯能にいた大石駿河守家から憲重を養子に取っており、大石本家と駿河守家は統合されていた。したがって中山氏は自然と大石氏本家の家臣となり、さらに後には北条氏照の直臣という立場になっていったものと思われる。

一方で三田氏に従った多くの飯能武士は、ほとんどが反北条氏という立場を取って家格の低下を招いてしまった。中山氏が飯能以抜きんでた理由は、八王子落城時の中山家範の武勇だけが理由だったわけではない。それ以前に北条氏照の家臣として采配を振るだけの地

位を獲得していたのである。

飯能周辺武士の従属関係

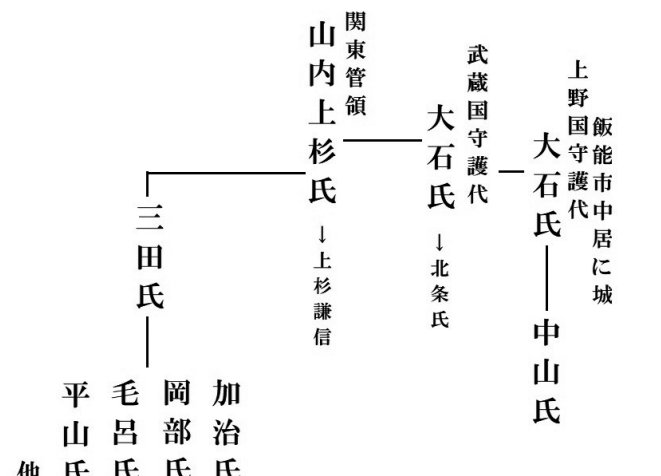
永禄3年に関東に侵攻した長尾景虎は、翌永禄4年閏3月に鶴岡八幡宮で上杉の名跡と関東管領を引き継ぐと、名を上杉政虎と改め、越後に向けて帰陣していった。

上杉の軍勢が関東から姿を消すと、すぐに北条氏の反撃が始まり、上杉方に寝返った三田氏も、瞬く間に同年中に滅ぼされたのである。飯能武士の多くも三田氏に従って辛垣城で戦い、破れて敗残兵として北条氏に再編されるのである。

一方で金子氏は事前に隠居していた北条氏康から計略を受けていた。現在の元加治周辺にあった加治本家の領地を与えるという誘いを受け入れて三田氏から北条氏に寝返った。さらにその金子氏の旧領を与えるという条件で宮寺氏も北条方に寝返った。三田氏は従えていた豪族たちが北条氏によって切り崩されたこともあり、北条氏の攻勢を支えきれず辛垣城は落城した。

当主の三田綱秀の最後は明確ではないが、一説には飯能を経て岩槻に逃れ、その2年後に自刃したとも伝えられる。こうして三田氏は上杉政虎が去ってから、わずか5ヶ月ほどで滅亡するという憂き目を見た。

三田氏が長い間本拠地としていた勝沼城は、多摩川が平地に出る



扇状地の要付近に位置している。遺構は比高30mほどの丘陵の上に築かれている。現在は一部墓地に改変されているものの、概ね良好に保存されており、都の指定史跡になっている。

勝沼城の歴史をさかのぼると、戦乱がうち続く永正6年(1509)、柴屋軒宗長が歌枕で名高い、みちのくの白河の関を目指し、勝沼城を訪れていた。その道中の記録は『東路の津登(あづまじのつと)』という紀行文に活写され、現代に伝えられている。

謎の三田氏

三田氏の出自は謎である。自身は平将門の子孫相馬氏から出た一族を称し、天寧寺にある鐘には「平朝臣将門後胤三田弾正忠政定」と刻まれている。しかし相馬氏自体が平将門の子孫ではないというのが通説なので信用はできない。青梅周辺に名字の地となるような「三田」という地名がないことから、ある時期に他所から移り住んだものと思われるが、発祥地は確定できない。

三田氏の出自としてもう一つ有力なのは壬生吉志氏の子孫とする説である。壬生吉志氏は渡来系の氏族で摂津国鴨下郡吉志部村(大阪府吹田市岸部)に本拠を置き、やがて武蔵国男衾郡に入植した。『類聚三代格(るいじゅうさんだいきゃく)』の承和8年(841)5月7日条の太政官符には、「男衾郡榎

津郷戸主外従八位壬生吉志福正」と記録され、『続日本後紀』の承和12年(845)3月条に武蔵国分寺七重塔を独力で再建することを申し出て許された記録が残っている。

青梅市の杉保三田氏と同族関係にあるとみられる谷保三田氏(現在の国立市)では壬生吉志氏の子孫であると明言している。青梅市の武蔵御嶽神社に「徳治二年(1307)丁未十一月廿七日大檀那壬生氏女納之」と刻まれた鐘があるが、この「壬生氏女」とは三田一族の女子であろうと思われる。

柴屋軒宗長

宗長は70歳の頃に書いた『宇津山記』に自身のことを「つたなき下職のものの子ながら、十八にて法師になり」としている。文安5年(1448)に生まれ、18歳の時に駿河の建穂寺で出家した。俗名は分からない。一説には駿河国島田の鍛冶五条義助の子といわれ、「島田宗長」と呼ぶ者もいる。

宗長が駿河の太守今川義忠に仕えると、ちょうど関東に下向した連歌師宗祇(そうぎ)と運命的に出会うことになる。師となる宗祇は和歌の古今伝授も受けた当代一流の歌人であった。

宗長は主君義忠が討死した前後に今川家を辞して上洛したらしい。京での宗長は大徳寺真珠庵の側に住み、宗祇に師事して連歌

を学び、共に旅をした。そして一休宗純など著名な人士とも交流を重ね、一休の死後はその菩提を吊っていた。

文龜2年(1502)、宗祇に従って越後国から美濃国へ向かう途次、箱根湯本で宗祇が死去すると、宗長は連歌会の指導者と目される者の一人になる。しかし宗長は京に留まらず、やがて駿河に帰り再び今川家に仕えた。

その頃の宗長は、各地の大名や多くの公家と交わり、すでに名声を得ていた。連歌を通じて諸国に知己があることで、今川家の外交にも携わりつつ、折ある毎に何度も上洛していた。

永正3年(1506)には今川家臣齋藤加賀守安元の援助を得て、安元の居城であった駿河国の丸子城の城下泉谷に柴屋軒(現在の柴屋寺)という草庵を結んだ。永正5年(1507)には上洛して宗祇の七回忌法要を主催している。

そして翌永正6年(1509)、師である宗祇の足跡を追い求めるかのように、白河の関へ向けての旅立ちを実行し、青梅の勝沼に立ち寄ったのである。

宗長は相模国藤沢から鎌倉道脇道を使い、八王子の片倉城を経て、現在の滝山城付近を通過。さらに多摩川を羽村の渡しで渡り、青梅に向かったものと思われる。鎌倉道脇道は現在も所々に痕跡を残している。

当時の青梅は杉保(そまほ)と呼

ばれ、森林資源の供給地であった。勝沼での宗長の滞在は15日間に及び、度々連歌を催した。また塩船観音の塔頭「杉本坊」でも歌を詠んでいる。

勝沼の滞を終えた宗長は、「(三田)氏宗同息政定これかれ駒打ちならべて、むさし野の萩薄の中を行過ぎがてに」二日を掛けて鉢形城へと向かった。この行程の中に飯能市域も通過したことは間違いない。

武士はなぜ歌を詠むのか

鎌倉幕府成立以前から武士は歌を詠み、戦国期の東国に割拠した今川氏、武田氏、北条氏はもちろんのこと、その家臣層に至るまで多くの武士が歌を詠んでいる。武士が歌を詠むなど文弱の誹りを受けると思われがちだが、それは偏見に過ぎない。

武士とは暴力や殺人を専らとする武装集団ではない。それは「ならず者」の事であり、武士とは朝廷に侍らい、宮廷文化である騎射の芸道「武芸」を極め伝えてゆく者達である。歌道もやはり武士と宮廷を結びつけ、自らが「ならず者」に陥ることを戒めるために必要な営みであった。武士は歌壇に属することにより知性と社会的評価を得ることができたのである。そして門人ネットワークは外交に深く寄り頼を受けて、三河西実隆の奉書を三田氏に送り、それを受けて三田氏

冊子『飯能の“みんな”』

石井英子

私たちの会では仕事唄、民謡、新民謡、御当地ソング等を含めて“みんな”と表現しています。平成5年より調査を始めて、70曲近くの“みんな”に出会いました。昨春秋にその中から作詞、作曲者名、歌詞、踊り方、音源、まつわる話等が存在している曲を30曲収録し、冊子「飯能の“みんな”」(500冊)として出版しました。

- 収録曲30曲
- 南高麗小唄
- 西川音頭
- 吾野音頭
- 飯能小唄
- 飯能音頭
- 名栗川筏唄
- 武蔵野機織唄
- あ、振武軍
- 名栗川小唄
- 吾野はたおり唄
- 新飯能音頭
- 飯能銀座小唄
- 正丸小唄
- 飯能祭り囃子
- 加治音頭
- 飯能白ひき唄
- 武蔵野炭鉦小唄
- 子の山山唄
- 飯能殿山音頭

- 奥武蔵別天地音頭
- 名栗音頭
- 原市場小唄
- 新飯能小唄
- 飯能麦打ち唄
- 吾妻峡小唄
- 新名栗音頭
- 飯能筏唄
- 高山音頭
- 美杉台音頭
- 飯能音頭2005

昭和6年「南高麗小唄」からはじまって平成17年「飯能音頭2005」までの曲です。

多くの曲が誕生した背景には疎開で飯能に來られた稀音家六達次さん(「原市場小唄」作曲)、若柳光さん(「飯能小唄」「飯能音頭」の振付)(このお2人のところでは多くの芸者さんが稽古に通ったようです)、たねやの野口家嗣さん(西條八十門下生)、吾野出身小沢千月さん(民謡家)、狭山の関口重夫さん(作曲家)、町の素人作詞家の存在。そして、何よりも自然豊か、名所、歴史ある神社、お寺、地場産業に恵まれていたからだろうと推測します。

「冊子」にまとめてみてそれぞれの曲の歌詞そのものが郷土の歴史を伝えているという思いを強くしています。

(「飯能の“みんな”」保存会会長、当会理事)

武蔵御嶽神社と
青梅三田氏ゆかりの寺院

関根 貴志

本年度の見学旅行は6月定例会(高澤理事による「青梅三田氏と連歌師宗長」)のつながりで、「武蔵御嶽神社と青梅三田氏ゆかりの寺院」というテーマでお隣の青梅市を訪問しました。

三田氏は十三世紀の中頃から記録に現れ始め、その最盛期は十六世紀の氏宗・政定の父子二代の頃でした。林業を背景とした経済力で周辺寺社の保護を行っていました。今回の訪問地については、氏宗は文龜年間(一五〇一〜三)に天寧寺を創建し(廢寺の状態だったものを再興)、永正年間(一五〇四〜二〇)に塩船觀音寺の本尊千手觀音および御嶽神社の社殿の造営を行って行っています。政定は大永元年(1521)に梵鐘を寄進、天文二年(1533)に塩船觀音寺の仁王門の修理を行って行っています。これら三か所を見学することで往年の三田氏の勢威を知る端緒になろうと思われます。

御嶽神社へは麓にバスを停めた後、御岳登山ケーブルで山上に上がり、徒歩で本殿を目指しました。

随神門から先の参道の両脇には関東のあちこちの講による参拝記念碑が数多く立ち並んでおり、尊

崇の厚さを感じることができません。自分の出身地域の講の碑を探してみるのも面白いかもしれせん。

社殿に到着した後は、神社の主でもある「宿坊能保利」の御主人の案内で、神楽殿から地下を通って本殿に昇殿し、参拝しました。

一丁目御嶽講は長年この宿坊にお世話になっており、能保利の広間には「飯能市一丁目永代御嶽講 百五十回登山 錦御旗・太々神樂奉納記念」(平成二十四年)の杉額が飾られています(額の寄進は当会理事の加藤義雄氏です)。

能保利で昼食をいただいた後、山を下り、天寧寺に向かいました。天寧寺は七堂伽藍の伽藍配置を備えた名刹で、三田氏により再興されたものです。鐘楼には前述の三田彈正忠政定の銘の梵鐘が今でもあります。戦後すぐ(昭和二十三年)に国の重要美術品に認定されています。供出を免れたことといい、地元の人に大事にされているなど感じます。

塩船觀音寺は天寧寺から車ですぐの場所にあります。今やツツジで有名ですが、開山を平安以前と伝える大変に古い歴史を持つ寺院で、本尊の千手觀音や二十八部衆は鎌倉期の造立だそうです。

を持つていたのですが、飯能地方はある時期に青梅三田氏の勢力下にあったことは間違いなく、青梅の歴史をよく知ることが飯能史の理解を深めることに必須であることを感じた旅行でした。



武蔵御嶽神社拜殿前にて

特別展

「飯能の名宝」について

飯能市立博物館では10月20日から12月8日まで、開館30年を記念した特別展「飯能の名宝」が行われました。これを受けて12月の例会では主査の引間隆文氏に講演と展示物の解説をしていただきました。

「飯能の名宝」文化財保護の歩みを中心に」と題した講演では、「古器旧物保存方」(明治四年の太政官布告)から始まる、本邦の文化財保護の流れについて説明されました。

また飯能市では昭和32年に「飯能市文化財保護条例」が制定されましたが、これに先んじて旧吾野村で昭和29年に制定されているということですが。

代わりに「なぜ文化財を保護するのか」という理由について、蔵原伸二郎が昭和33年の『飯能文化財時報』に寄せた文章を引きつつ、文化財を通して色々なもの、文化や歴史が見えてくるからであると締めくくられました。

表紙の写真

鉄造阿弥陀三尊立像(てつぞうあみださんぞんりゅうぞう)は、鎌倉時代中期の和様建築である福德寺阿弥陀堂内の厨子に安置されています。中尊の阿弥陀如来は像高47.6cm、左右の脇侍観音菩薩、勢至菩薩とも像高は30cmです。

鎌倉時代の貴重な鉄仏で、三尊そろっているのは珍しいと言われています。形式は善光寺式三尊像で、一光三尊光背と呼ばれる大きな蓮弁形の光背を背に、如来と菩薩が併立する形をとり、両脇侍は大きな山形の宝冠をかぶり、両手

を腕前に組んでいます。

この像は中尊、脇侍とも像身一鑄で、台座は蓮華と反花(かえりばな)以下を別鑄とし、これを鑄かけています。

鉄仏は、鎌倉、室町時代の作が多く、地域的には東日本に多く分布するなど、東国の人々、特に武士階級の志向に合致したものと推測されます。

(飯能市HP「指定文化財解説」より)

飯能郷土史研究会の活動

◎平成三十一年度事業報告

▽総会

・四月二十日(土)

講演会 「吾野の歴史」

講師 金澤花陽乃氏
(飯能市立博物館学芸員)

▽例会

・六月十五日(土)

「青梅三田氏と連歌師宗長」

講師 高澤等氏
(日本家紋研究会会長・郷土史研究会理事)

・九月三十日(月)

県外研修

「武蔵御嶽神社と

青梅三田氏ゆかりの寺院」

・十一月七日(土)

「特別展「飯能の名宝」について」

講師 引間隆文氏
(飯能市博物館主査)

・二月十八日(土)

「飯能の“みんよう”」

講師 石井英子氏

(飯能の“みんよう”保存会会長、当会理事)

▽郷土はんのう発行

・三月三十一日 四十号

◎令和二年度事業計画

▽総会

・四月十八日(土)

講演会

「天覧山・多峯主山の植物」

講師 山下裕氏氏
(日本薬科大学特命講師)

▽例会予定

・六月二十日(土)

・八月二十二日(土)

・十月十六日(金) 見学旅行

・十二月五日(土)

・二月二十日(土)

▽郷土はんのう発行

・三月三十一日 四一号

新会員

原口延子氏(飯能)

堀 雅裕氏(稲荷町)

山崎康平氏(阿須)

訃報

金子仙太郎氏(北川)

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

郷土はんのう 第四十号

発行日 令和二年三月三十一日

発行所 飯能郷土史研究会

〒357-0034 埼玉県飯能市東町三一―一六 (堀越方)

電話九七三―三三三八―

題字 大野亮弘

印刷所 (有) ビイ・ユースフル